

道徳通信かがわ

第10号
平成27年4月3日(金)
香川県教育委員会事務局
義務教育課

学習指導要領等 一部改正 告示

「考え、議論する道徳」へ



平成27年3月27日(金)、学校教育法施行規則の一部改正及び小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正がなされました。教科化、内容の改善、指導方法の工夫などが示され、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」への転換をはかるものです。

施行までの期間は、小学校で3年間、中学校で4年間となります。今後、学習指導要領解説が刊行され、詳細な説明がなされる予定となっています。



【改正のポイント】

- ・道徳の時間を「特別の教科である道徳」として新たに位置付ける。
- ・内容……いじめの問題への対応の充実や児童生徒の発達の段階を一層踏まえた体系的なものとする観点から改善。
- ・指導方法……問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる。
- ・評価……児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握、指導に生かす。数値による評価は行わない。→平成27年度に専門的に検討。
- ・施行期日：小学校学習指導要領、特別支援学校小学部関係部分…平成30年4月1日
中学校学習指導要領、特別支援学校中学校関係部分…平成31年4月1日

【参考】文部科学省 HP アドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1356253.htm

(ホーム>教育>小学校、中学校、高等学校>現行学習指導要領・生きる力>現行学習指導要領(本文、解説、資料等)>一部改正学習指導要領等(平成27年3月)>学校教育法施行規則の一部を改正する省令、道徳に係る小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示及び移行措置に係る告示並びにパブリックコメントの結果について)

道徳羅針盤

平成27年度用「私たちの道徳」について

26年度末に各学校に配送された「私たちの道徳」は、平成27年度の小学校1・3・5年生用、中学校1年生用及び学校分です。児童生徒への確実な配布をお願いします。なお、過不足等については、市町(学校組合)教育委員会に申し出てください。